

平成 28 年度
 全国私立中学高等学校 私立学校専門研修会
法人管理事務運営部会
実施報告書

◆研究のねらい◆

時代を見据えた理想の学校づくりをめざして
 -施設設備の充実と労働契約を巡るリスクマネジメント-

当研修会では、管理事務職員の専門性の向上と学校経営の活性化を図るための学校教職員の協働協調による組織作りをめざし、様々な視点からアプローチしてまいりました。今年度は建学の精神を活かしつつ時代のニーズに応える学校づくりを体現された横浜市の聖光学院中学高等学校の新校舎を会場とし、その建設計画の立案から平成 26 年の竣工までの経緯と完成した施設設備の活用等についてのご報告をいただくとともに、実際にその施設をご披露いただきます。

また、労使が同じ理想に向かって学校を活性化するためにも、新しい労働契約法に則った就業規則等の規程整備が求められています。今回は、教職員の雇用に関わる裁判例を踏まえて、学校の信用を損なう訴訟問題へのリスク管理としての規程整備のあり方を考えます。

学校をとりまくめまぐるしい時代の変化に動じない確かな学校組織づくりをめざして、参加者同士で意見を交わしながら研鑽を深められるよう、奮ってご参加ください。

◆会 期◆ 平成 28 年 8 月 4 日 (木)

◆会 場◆ 聖光学院中学高等学校

所在地 神奈川県横浜市中区滝之上 1 0 0 電話 045-621-2051

(最寄り駅) JR 京浜東北線・根岸線「山手」駅より徒歩 8 分

◆参加人員◆ 66 名

◆参加対象◆ 理事・事務局長・事務長等の事務管理職 ならびに
 校長・副校長・教頭・教務部長等の教育管理職

◆日 程◆

	9	10	11	12	13	14	15	16	17
8月4日 (木)	30						研究討議		閉 会 式
	受付	開 会 式	事例 報告	見学	昼食 情報交換	講義	グループ別	全体会	

- ◆事例報告◆ テーマ 「聖光学院中学高等学校の校舎建て替えのプロセスについて」
 報告者 聖光学院中学高等学校 理事長・校長 工藤 誠 一
 報告者 聖光学院中学高等学校 教頭 安宅 克 己

◆見 学◆ 聖光学院中学高等学校（平成 26 年 10 月新校舎竣工）

完全中高一貫教育の男子校。1958年中学校創立（高等学校は1961年創立）。キリスト教教育修士会（同会は1817年にジャン・マリー・ロベール・ド・ラ・ムネ神父によってフランスに創設された）によって設立された。建学の精神は「カトリック的世界観にのっとり、人類普遍の価値を尊重する人格の形成、あわせて、高尚、かつ、有能なる社会の成員を育成する」。キャッチフレーズは「Be Gentlemen!」。難関大学（旧帝大、早慶など）現役合格率全国No.1を誇る進学校。姉妹校に「さゆり幼稚園」、「静岡聖光学院中学高等学校」、「セント・メリーズ・インターナショナル・スクール」。「文化を創る100年建築」のコンセプトで竣工された新校舎並びに地下一階地上三階の1500名収容のホールなどを視察する。

◆講 義◆ テーマ 「労働契約と懲戒処分～教職員に関する裁判例を踏まえ～」

講 師 横浜第一社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士 田 中 崇 司

◆横浜第一社会保険労務士事務所代表
 ◆神奈川県社会保険労務士会・集団労使紛争対策部に所属
 ◆昭和47年生まれ。東京大学文学部卒業（労働社会学ゼミに所属）。
 TBSテレビ報道局記者（旧文部省や旧労働省を専門に担当）、朝日新聞記者などを経て、社会保険労務士を開業。
 ◆教育と労働の関係法令、両方に詳しい社労士として、幼稚園から大学まで多くの私立学校に関する、就業規則の改定、労務問題の相談、労働基準監督署の臨検対応に携わっている。
 ◆社労士業の傍ら、平成25年度から2年間、神奈川労働局の非常勤職員として労基署の窓口業務にも従事。行政官の経験から得た知識も踏まえ、全国で私立学校の理事長・校長・事務長・事務担当者に向けた講演を多数行っている。

◆研究討議◆ 「各参加校における施設設備の充実と諸規程整備についての諸問題」

- ① グループ別討議（15～20名程度のグループ）による討議
 ② 参加者全体による討議と情報交換
 ＊各グループからの報告 ＊情報交換（交流会） ＊総括

一日の研修を総括し、併せて参加者相互の交流を深め、今後のネットワークづくりに供したいと思います。多くの方と名刺交換ができるようご準備ください。

◆講師・指導講師・報告者（順不同）◆

田 中 崇 司（横浜第一社会保険労務士事務所 代表）
 工 藤 誠 一（聖光学院中学高等学校 理事長・校長）
 安 宅 克 己（聖光学院中学高等学校 教頭）
 吉 田 晋（富士見丘中学高等学校 理事長・校長）

◆専門委員・客員研究員・指導員（順不同）◆

工 藤 誠 一（聖光学院中学高等学校 理事長・校長）
 森 本 純 生（学校法人高崎商科大学 理事長）
 正 村 幸 雄（学校法人鹿児島学園 理事長）
 野 尻 富太郎（芝中学高等学校 常務理事・事務局長）
 富 本 道 宣（富本教育研究所 所長）
 川 本 芳 久（一般財団法人日本私学教育研究所 理事・事務局長代行）

9:30	
10:00	受付・資料配付 (1階 ホワイエ)
	◆ 開会式 (会場：1階 小講堂) 〔司会：川本芳久〕 1. 開会の辞 2. 挨拶 一般財団法人日本私学教育研究所 理事長 吉田 晋 3. 専門委員長挨拶 法人管理事務運営委員長 工藤 誠一 4. 日程説明 5. 閉会の辞
10:30	◆ 事例報告 (会場：1階 小講堂) 〔司会：野尻富太郎〕 テーマ 「聖光学院中学高等学校の校舎建て替えのプロセスについて」 報告者 聖光学院中学高等学校 理事長・校長 工藤 誠一 聖光学院中学高等学校 教頭 安宅 克己
11:10	◆ 校内施設見学 A・B・C・Dの4グループに分かれて校内を視察します。
12:00	◆ 昼食・情報交換会 (会場：1階 ポアトラホール) Aグループ 〔司会：工藤 誠一〕 Bグループ 〔司会：正村 幸雄〕 Cグループ 〔司会：野尻 富太郎〕 Dグループ 〔司会：富本 道宣〕
13:00	◆ 講義 (会場：1階 小講堂) 〔司会：富本道宣〕 テーマ 「労働契約と懲戒処分～教職員に関する裁判例を踏まえ～」 講師 横浜第一社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士 田中 崇司
14:30	◆ 研究討議 「各参加校における施設設備の充実と諸規程整備についての諸問題」 I. グループ討議 Aグループ 〔司会：工藤 誠一〕 (会場：2階 会議室1) Bグループ 〔司会：正村 幸雄〕 (会場：2階 会議室2) Cグループ 〔司会：野尻 富太郎〕 (会場：3階 マルコ) Dグループ 〔司会：富本 道宣〕 (会場：3階 マタイ)
16:00	II. 全体会 (会場：1階 ポアトラホール) 〔司会：正村幸雄〕 ※各グループからの報告、情報交換 ※情報交換 (交流会)
16:50	◆ 閉会式 (会場：1階 ポアトラホール) 〔司会：正村幸雄〕 1. 開会の辞 2. 総括 法人管理事務運営専門委員長 工藤 誠一 3. 閉会の辞
17:00	

※お帰りの際はアンケートにご協力ください。また、名札は各自お持ち帰りください。

開会式

はじめに、吉田晋・一般財団法人日本私学教育研究所理事長から挨拶があった。会場校への感謝を述べるとともに参加者にとって有意義な研修会になってほしいと語った。また、熊本の震災復興にふれ、校舎耐震化の問題について述べるとともに、私立小学校・中学校・高等学校の児童・生徒に対する支援金制度創設に向けた動きなどについて述べ私学の現状を取り巻く問題について参加者に伝えた。続いて、工藤誠一・法人管理事務運営専門委員長から、挨拶があった。聖光学院中学高等学校についての概要説明とともに、本研修会では、通常の学校説明とは異なる視点で参加者を校舎案内することを述べ、参加者にとって有意義な研修会となってほしいと締めくくった。



吉田晋理事長



工藤誠一専門委員長

事例報告

「聖光学院中学高等学校の校舎建て替えのプロセスについて」

報告者 聖光学院中学高等学校 理事長・校長 工藤誠一 先生
聖光学院中学高等学校 教頭 安宅克己 先生

聖光学院中学高等学校の校舎建て替えにあたり、コンセプト、計画、プロセス、校舎の設備についてプロジェクトチームの作成、コンセプト、実施計画等具体的で多岐にわたる説明を頂いた。続いて行われた施設設備見学を含め、建学の精神を具体化し校舎を使用する人々の思いが行き届いた校舎は参加者に感銘を与え、建て替えを計画している学校の参加者に大変参考になる研修となった。



工藤誠一先生

1、建て替えに至るまで

校舎建て替え計画以前には東戸塚や緑区等に移転計画があった。2000年頃から徐々に近辺の土地を購入し、2008年に建築のプロジェクトが始まった。建築関係の卒業生2人に顧問として契約した。2010年に建築の入札。

総工費は63億円。自己資金、借入金、寄付と通常の経費から捻出した。借入金は20年返済予定だが、10年で返せるよう努力している。授業料をどうしても上げなくてははいけなかった。寄付はコンビニの払込がつかえるように金額を一口1万円や千円にはせず、3万円、5万円、10万円に設定した。

2、設備について

次に報告を行う安宅教頭が建築委員会の委員長となり、建て替えがすすめられた。

まず、海が見えるようにした。校舎からは見えないけれど、セミナーハウスからは海が見える。教室から出ると生徒の居場所がなくならないように、校舎の中に彼らの居場所をつくった。採光・風通しを良くした。

学校は独自の文化を育てる場でもあるので、文化がつかれるようにした。例えば、12時と5時に鐘がなり、近隣の方にも受け入れてもらっている。スポーツ施設は公式戦が出来るサイズにしている。講堂も音楽が出来る施設にしている。これらは教職員も保護者も理解を示してくれた。保護者のためにパウダールームを作った。トイレはウォシュレットにした。

授業を重視している。設備の整った印刷室をつくり、テキストは学校で印刷する。教科でテキストを作るのではなく、先生一人一人が学習計画を考えて作成している。Wi-Fiの環境を整え、中学2年生は全員クロームブックを持っている。



安宅克己先生

1、施工のプロセスについて

校舎は築50年から痛みが目立ち始めた。2008年から建て替えへ向けての動きがあり、2009年に新校舎建設プロジェクト事務局という分掌をたちあげ。仮設校舎を建てずに、全て本校舎で学習が出来る工程にした。また、設計施工一括で受注し、工事管理の管理体制を確保した。

全教職員にアンケートをとり、年度末新校舎の概要を発表。

学校の教育は学校の文化であり、学校は文化を創るというコンセプトのもと、建学の精神のキャッチフレーズをどのように校舎という形にするかを検討した。

学習環境に適した健康で快適な室内外の環境の実現。再生可能エネルギーや自然のエネルギーを活用したクリーンで環境に配慮した校舎。省エネに貢献するとともに生徒達にも省エネの意識をもたせよう学習に資する校舎。校舎をフレキシブルに賢く作り、メンテナンスしやすい校舎をめざし、配置、ボリューム、機能等、今の聖光学院の校舎そのものが基本計画案にすでに盛り込まれていた。

2010年6月、大手のゼネコン8社による設計施工のコンペを行い4ヶ月かけて選考した。また、プロの建築士に2名プロジェクトマネージャーとしてついてもらった。教員は工務店側が出してきた物が適正かわからないので、それをチェックし、自分たちの思っている形を実現するためにゼネコンに提案してくれた。建築委員会と各教科代表、事務局の代表、生徒の意見は生徒会から聞いた。引越計画委員会、家具選定委員会も立ち上げ、いずれもプロについてもらった。

旧校舎と新校舎は重なりあうところがある。旧校舎を解体してからでないと新校舎が建築出来ないため、4期に分けての段階建築にした。建築中は生徒の安全に配慮しながら工事現場を生徒に見せた。

2、設備について

学校のある位置は1年中南風が吹いているため、グラウンドの砂埃に対する近隣からのクレームがあったが、人工芝にしてからクレームがなくなった。人工芝のゴムチップ熱を吸収しないタイプのものを

採用し、熱対策としてミストシャワーを取り付けた。ミストシャワーは人が来ると移動する仕組みになっている。また、南側の校舎を低くすることによって北校舎にも風を通すようにした。

中学棟では5クラスあるが教室は6室ある。廊下をはば10メートルと広くとり、下駄箱、個人ロッカー、傘立てを配置する。学年毎に一つの階で完結し、他学年との競合のないようにしてある。また、耐震壁はあるが、教室の間の壁を簡単に壊し、レイアウトをすることが出来る構造になっている。吹き抜けをつくって、光、風を通してしている。しかし、声や騒音も通ってしまうため窓を付けた。

食堂は誰でも利用することが出来る。食堂とポアトラホールはムービングウォールを移動させるとつなげることが出来る。中庭はオープンカフェとして使っている。ルーフガーデンには太陽光集光装置を設置して、職員室のピロティーに光を通してしている。太陽光集光装置のコンピュータも、太陽光発電している。校舎はバリアフリーにしている。横浜の中心部に近い文教地区に位置し、人類普遍の価値を伝えるミッションスクールとして100年も立っていて欲しいという思いを体現している。

講義

「労働契約と懲戒処分～教職員に関する裁判例を踏まえ～」

講 師 横浜第一社会保険労務士事務所 代表 田 中 崇 司 先生

懲戒処分についての法理や仕組みを、裁判例を踏まえての説明とともに、学校における諸規程の見直し、整備についての注意点、対応等を解説頂いた。印象に残る分かり易い説明で、参加者からは諸規定の見直しに取り組みたいという感想が多く寄せられた。



懲戒処分とは、使用者が従業員の組織における秩序違反行為に対し、課す制裁罰。懲戒は労働基準法上、「表彰と制裁」に関する事項であり、就業規則に規定を置く場合には、必ず記載する必要がある就業規則の「相対的必要記載事項」である。懲戒処分の問題は裁判所がかかわってくるため、弁護士か社会保険労務士に相談することになる。まず考えなければならないのは、経験則に基づく社会常識等だけを基準に懲戒解雇や懲戒処分をしてはいけない。法令の規定を踏まえ、理屈にそって、順序立てて懲戒処分を考えていかないといけない。規定上どう書いてあったが大切なのであって、事案に対して感情的な判断をしてはいけないということである。

学校法人においては法人のみが処分できる。法人が懲戒の主体であり、校長による独断での処分は認められていない。懲戒を行う場合は根拠規定を就業規則になるべく明確に分かるように書かないといけない。懲戒処分の一般的な段階例は①戒告・譴責、②減給、③出勤停止、④諭旨解雇、⑤懲戒解雇。

労働契約法15条には、いわゆる『懲戒権濫用法理』が定められており、以下の3点が満たされない懲戒処分は、裁判所により、無効と判断される。

(1) 就業規則の根拠規定があること。

就業規則で、①懲戒の対象となる事由と②懲戒処分の種類が定められている場合をいう。

(2) 懲戒処分に客観的な合理性があること（合理性）

もし、就業規則上の根拠規定があると認められたとしても、懲戒処分に客観的に合理的な理由（合理性）があること

(3) 社会通念上の相当性を有すること（相当性）

根拠規定や合理性があると認められたとしても、懲戒処分が社会通念上相当であると認められること、すなわち相当性を有すること

相当性についてはまず、懲戒処分にたとえ合理的な理由があったとしても、重すぎれば相当性を欠き懲戒権の濫用で無効となる。重すぎるかどうかを判断する主な視点は以下の3点である。

- i. 当該非違行為との比較、
- ii. その学校法人における前例との比較、
- iii. 他の同種の職員の例との比較

就業規則の懲戒事由について社会的な情勢の変化に即して、不断に見直すことが必要である。さらに、懲戒処分を行う際には、被処分者に弁明の機会を与えるなどの手続的保障も極めて重要である。学校法人としては、周到的な準備が求められている。

研究討議

「各参加校における施設設備の充実と諸規程整備についての諸問題」

◇グループ討議◇

4つのグループに分かれて「施設整備について」「諸規程について」討議が行われた。各校の取り組みや課題等についての情報交換が行われた。

各会場を講師の田中先生が巡回され、主に諸規程の改訂の方法や注意点についての更に具体的な説明をするとともに、参加者からの質問に答えた。また、報告者の安宅先生も各会場を巡回され、人工芝等の学校の施設設備・メンテナンス等の参加者からの質問に答えた。

○Aグループ（16名）

司会：工藤誠一（聖光学院中学高等学校 理事長・校長）

1、施設整備について

- ・Wi-Fi環境・ICTについて
- ・人工芝について
- ・ランニングコストについて

2、諸規程について

- ・懲戒処分と就業規則の関わりについて
- ・就業規則の制定について



○Bグループ (16名)

司会：正村幸雄（学校法人鹿児島学園 理事長）

1、施設整備について

- ・建て替える時点で基本コンセプトをどうやっていくのか
- ・コンサルトへの依頼について
- ・メンテナンス、ランニングコスト、清掃について
- ・近隣からの苦情について
- ・エネルギーについて

2、諸規程について

- ・就業規則の変更について
- ・時間外労働手当について



○Cグループ (16名)

司会：野尻富太郎（芝中学高等学校 常務理事・事務局長）

1、施設整備

- ・LED等について
- ・省エネについて
- ・エネルギー、空調について
- ・人工芝について
- ・高さ制限について
- ・教材の発注、物品の購入について

2、諸規程について

- ・諸規程の制定、改訂について



○Dグループ (16名)

司会：富本道宣（富本教育研究所 所長）

1、施設整備について

- ・人工芝について
- ・空調について
- ・自然水の利用について
- ・メンテナンス・ランニングコストについて
- ・Wi-Fi環境、ICT機器について
- ・中長期の大規模修繕の計画について

2、諸規程について

- ・非常勤講師の私学共済の加入条件変更について
- ・無期転換について
- ・就業時間について（部活動、教員の帰宅時間）



◇全体会◇

各グループの代表からグループの討議の内容の報告が行われ、全体での情報の共有をすることができた。その後、全体での情報交換が行われ、参加者のネットワークづくりに資する機会となった。閉会にあたり工藤専門委員長は「私学はそれぞれ建学の精神をもっている独立の存在であるが、協力して、時代を担う子どもたちのために精進し、我々も充実した日々を送れるように思っている。明日の日本を担う子どもたちを育てる使命をもって、2 学期からもお互いに頑張ろう」と総括し、研修会を締めくくった。



工藤誠一専門委員長



(A グループ)



(B グループ)



(C グループ)



(D グループ)

参加者アンケートまとめ

○当研修会へのご参加を決められた動機

- * 聖光学院中学高等学校を見学したかった
- * 校舎建て替えの計画の参考に
- * 上司の薦め
- * 労働契約について学ぶため
- * 例年参加している

○事例報告「聖光学院中学高等学校の校舎建て替えのプロセスについて」について

- * しっかりしたコンセプトが参考になった
- * 工事を逆転発想で、生徒に見せるという対応には驚いた
- * 非常に良く工夫された計画であり、とても分かり易い説明だった
- * プロジェクトチームの立ち上げ、基本方針の立案、全教職員へのアンケート調査に始まり竣工に至るまでの過程を丁寧に提示・説明していただき、とても勉強になった。
- * 建学の精神に基づいた校舎建設理念を立て推進されたことは参考にしたい。引越し企画の委員会を作ったことも参考にしたい
- * 理念が形になっている所が素晴らしいと思った
- * 入念な計画と強い意志が成功した理由だと感じた
- * コンセプト、整理、決定から計画、具体化に至るまでの手順が参考になりました
- * 採光が多く、明るいと感じた

○校内・施設見学について

- * 生徒目線、将来を見据えての建て替えを実感できた
- * 生徒の「居る場所」の大切さと工夫。体を冷やすミストシャワーが良かった。屋上の庭園という利用法は都内の私学向きと思う
- * 自校とは大分差があると感じた
- * 皆、愛着をもって使用されていて良かった
- * 教職員の思いが、細かい所まで行き届いていると感じた
- * 生徒の学びの場として様々な工夫をされており大変参考になった
- * 非常に生徒が過ごしやすい学校だと感じた
- * 職員室・印刷室が充実している
- * 校地の特性を活かした設計、ゆとりある空間の創出、エリア区分等、参考になった

○講演「労働契約と懲戒処分～教職員に関する裁判例を踏まえ～」について

- * 時代にあった規則にしたい
- * 就業規則に明記すべきこと、手順の大切さ、日頃の準備の大切さを知った
- * 諸規程整備の参考にしたい
- * 具体的な事例で分かりやすかった
- * 学校に帰り、就業規則並びに懲戒規則を確認したい
- * 有期雇用者の無期雇用転換権の具体的な対応等が聞きたかった

○研究討議「各参加校における施設設備の充実と諸規程整備についての諸問題」について

I. グループ討議について

- * 他校と問題点・悩みを共有・意見交換できた
- * 諸規程整備のところでは、残業と36協定のこと、年間の変形労働時間制のこと、有給休暇の使い方と消化について理解できた
- * タブレット導入に至る経緯利用法、維持費等について参考にしたい
- * LED、人工芝、エアコンなどの各校の対応がわかってよかった

II. 全体会について

- * 各グループの討議内容が参考になった
- * もう少し施設見学の時間が欲しかった
- * 個別に話も聞くことができましたので有意義だった

- 今研修会を通じて得られた成果を学校運営にどのように活かしていくべきか
- * 校舎建て替えについてアドバイザーの確保。生徒や教職員の意見の反映。資金調達について考えさせられた
 - * 施設見学・研究討議等で学校設備について参考になった点をいかす
 - * 規則規程は定期的に見直したい
 - * 設備投資はこれから中長期計画と合わせて考えていこうと思う
 - * 就業規則の大切さを改めて考えさせられた。見直しも今後検討したい
- 今後の研修会への希望（開催時期・開催地・研修テーマ・具体的な研修内容 等）
- * この様な学校施設見学の機会を時々入れて頂きたい
 - * マイナンバー等個人情報について
 - * 無期転換や雇止めの法理に基づき、非常勤の就業規則の作成や変形労働時間の見直し等
 - * Wi-Fi や IT 教育など
 - * 管理職向けの研修や人材育成をどのように各校がされているか
- 今後の研修会への希望（開催時期・開催地・研修テーマ・具体的な研修内容 等）
- * 講義・見学・研究討議・全体会と様々な形で情報が得られてよかった
 - * 複数テーマを出せるようにして、グループ討議ができるようにしてはどうか

◇都道府県別参加者数◇

No.	都道府県名	人数	No.	都道府県名	人数	No.	都道府県名	人数
1	北海道	1	17	石川	0	33	岡山	0
2	青森	0	18	福井	0	34	広島	3
3	岩手	1	19	山梨	0	35	山口	0
4	宮城	1	20	長野	0	36	徳島	0
5	秋田	0	21	岐阜	1	37	香川	0
6	山形	1	22	静岡	2	38	愛媛	0
7	福島	1	23	愛知	1	39	高知	0
8	新潟	0	24	三重	0	40	福岡	7
9	茨城	1	25	滋賀	1	41	佐賀	0
10	栃木	0	26	京都	4	42	長崎	0
11	群馬	0	27	大阪	7	43	熊本	1
12	埼玉	0	28	兵庫	2	44	大分	0
13	千葉	2	29	奈良	0	45	宮崎	0
14	神奈川	5	30	和歌山	0	46	鹿児島	1
15	東京	21	31	鳥取	0	47	沖縄	1
16	富山	0	32	島根	1			
22 都道府県						計		66